

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	3,373,647,813	東京、名古屋、福岡、 札幌各証券取引所 (東京、名古屋は市場第 一部)	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は1,000株で ある。(注)
計	3,373,647,813	3,373,647,813	—	—

(注) 「1 株式等の状況」における「普通株式」は、上表に記載の内容の株式をいう。

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、当第3四半期会計期間において、ストックオプションの付与を目的として執行役員に対して新株予約権を発行した。当該新株予約権の内容は次のとおりである。

平成25年12月13日に発行した新株予約権(第13回新株予約権)

決議年月日	平成25年11月28日
新株予約権の数	41個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	41,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成25年12月14日から 平成55年12月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた対象者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が平成50年12月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年12月14日から平成55年12月13日まで
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。
- (7) その他の条件については、当社株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の際において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
 - (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間は、上記表中「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件は、上記（注1）に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	—	3,373,647	—	265,608,781	—	203,536,197

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,227,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 242,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,346,762,000	3,346,762	—
単元未満株式	普通株式 8,416,813	—	—
発行済株式総数	3,373,647,813	—	—
総株主の議決権	—	3,346,762	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、(株)証券保管振替機構名義の株式が16,000株(議決権16個)含まれている。

2. 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載している。

3. 「単元未満株式」欄には以下の自己株式及び相互保有株式が含まれている。

当社所有 20株

日本建設工業(株) 765株

(株)東北機械製作所 500株

4. 当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿の状況を完全に把握できないことから、上記「発行済株式」は直前の基準日(平成25年9月30日)の株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

②【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱重工業(株)	東京都港区港南二丁目16番5号	18,227,000	0	18,227,000	0.54
(相互保有株式) 日本建設工業(株)	東京都中央区月島四丁目12番5号	72,000	0	72,000	0.00
(株)東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	2,000	0	2,000	0.00
(株)菱友システムズ	東京都港区高輪二丁目19番13号	40,000	0	40,000	0.00
長菱ハイテック(株)	長崎県諫早市貝津町2165番地	3,000	0	3,000	0.00
神戸発動機(株)	兵庫県明石市二見町南二見1番地	125,000	0	125,000	0.00
計	—	18,469,000	0	18,469,000	0.54

- (注) 1. 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、上記①の「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載している。
2. 当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿の状況を完全に把握できないことから、上記「自己株式等」は、直前の基準日(平成25年9月30日)の株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりである。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	風車及び電池事業に関する 社長特命事項担当	和仁 正文	平成25年12月31日

(2) 役職の変動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役 副社長執行役員 (代表取締役)	取締役社長補佐、エネルギー・環境ドメイン長、 その他社長特命事項担当	取締役 副社長執行役員 (代表取締役)	取締役社長補佐、汎用機・特車事業本部長、 その他社長特命事項担当	前川 篤	平成25年 10月1日
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	防衛・宇宙ドメイン長	取締役 常務執行役員 (代表取締役)	船舶・海洋事業本部長、 防衛・宇宙事業統合推進 担当	原 壽	平成25年 10月1日
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	エネルギー・環境ドメイン 副ドメイン長兼火力発電 システム事業部長	取締役 常務執行役員 (代表取締役)	エンジニアリング本部長	西澤 隆人	平成25年 10月1日
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	風車及び電池事業に関する 社長特命事項担当	取締役 常務執行役員 (代表取締役)	原動機事業本部長	和仁 正文	平成25年 10月1日
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	エネルギー・環境ドメイン 副ドメイン長兼原子力 事業部長	取締役 常務執行役員 (代表取締役)	原子力事業本部長	正森 滋郎	平成25年 10月1日
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	交通・輸送ドメイン長	取締役 常務執行役員 (代表取締役)	航空宇宙事業本部長	鯨井 洋一	平成25年 10月1日
取締役 執行役員	工作機械事業本部長兼汎 用機・特車事業本部長兼 機械・鉄構事業本部副事 業本部長	取締役 執行役員	工作機械事業本部長兼機 械・鉄構事業本部副事 業本部長	樹神 幸夫	平成25年 10月1日